平成２２年（フ）第８６８号
神奈川県秦野市堀山下524番地の１　グリーンパレス102号
債務者　藤井　　勉
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８７１号
神奈川県平塚市幸町23番12号、破産手続申立時の住所神奈川県平塚市四之宮１丁目２番19号
債務者　朝倉　英夫
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９８号
神奈川県中郡二宮町中里２丁目17番５号
債務者　八田　紗彩
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２３号
新潟県燕市吉田本所99番地４
債務者　斎藤　和浩
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２４号
新潟県燕市吉田本所99番地４
債務者　斎藤　　薫
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２８号
新潟市中央区神道寺３丁目７番11号　エースコーポ101号
債務者　広川　真己
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３４号
新潟市秋葉区新保23番地１
債務者　金子　照美
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３５号
新潟市西区坂井砂山２丁目２番56号　石川マンション407
債務者　秋原　隆行
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３９号
新潟市秋葉区田家３丁目４番５号
債務者　金子　　哲
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４２号
新潟市東区紫竹６丁目19番11号　紫竹ハイツ511号
債務者　川上　良夫
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４３号
新潟市東区紫竹６丁目19番11号　紫竹ハイツ511号
債務者　川上みどり
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３１号
大阪府岸和田市別所町３丁目11番５―306号、前住所大阪府貝塚市地蔵堂53番地99ディアウイング１―801号
債務者　梶本　昌宏
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８６号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目１番31号いはら荘、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番30号シャルム井原ノ里Ｂ―101
債務者　半渡美和子（旧姓増田）
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９０号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番13号ハイツセジュールＢ207号、前住所大阪府貝塚市半田１番地81
債務者　三浦　幸子（旧姓大倉）
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０６号
大阪府貝塚市橋本789番地―107号
債務者　澤村　和一
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番２―201号、事業所所在地大阪府岸和田市野田町１丁目６番８号
債務者　ゆり美容室こと　東　まり子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４号
大阪府和泉市上町666番地の１ライトパティオ上205号
債務者　川裏　友美（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係